

震災復興特別交付税の継続、復興交付金の運用柔軟化等、復興を実現するための地域の実状に応じた支援を求める意見書

東日本大震災により被災した地方自治体においては、国の震災復興特別交付税や東日本大震災復興交付金により、流出した公共施設を復旧し、また、新たなまちづくりのための基盤を整備するなど、その復興に取り組んでいます。

復興に向けた事業等の実施にあっては、その被害が甚大であることから長期化が見込まれ、また、単なる施設の復旧ではない新たなまちづくりが求められていることから、国においては、被災自治体の実状に合わせ、下記事項の支援策を講じるよう強く求めます。

記

- 1 被災した公共施設の整備に対する地方負担を軽減するため、震災復興特別交付税の交付については、長期にわたって継続すること。
- 2 新たなまちづくりと合わせた復興支援・生活関連道路については、効果促進事業の運用を柔軟化するなど、復興交付金の対象とすること。
- 3 JR大船渡線の鉄道による早期全線復旧のため、鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）に対して、必要な指導、助言を行うとともに、必要な場合、国において新たな財政支援を行うこと。
- 4 公共残土処理費用に係る財源負担について、自治体の負担を軽減すること。
- 5 土地区画整理事業において、既存の地下埋設物の撤去費用について、自治体負担が生じないよう財政支援を行うこと。
- 6 被害が大きい市町村においては、被災事業者が事業を再開するまでに相当の期間を要することから、被災事業者が中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を公平に利用できるよう制度を継続すること。
- 7 被災事業者が事業を再開し、また、本設事業所において、事業を再開するために必要な支援の財源として取崩し型復興基金（東日本大震災復興基金）の追加的な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月21日

岩手県陸前高田市議会